

固定資産課税台帳等の縦覧・閲覧

●縦覧

納税者は、自己所有以外の土地または家屋の評価額（所有者の情報を除く）を縦覧することができます。

縦覧の趣旨	自己の土地・家屋と、他の土地・家屋の評価額を比較し、適正であることを確認していただくための制度		
縦覧期間	4月1日から最初の納期限の日まで（5月1日） 午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）		
縦覧対象者と縦覧範囲	縦覧対象者	縦覧範囲	記載事項
	固定資産税の土地の納税者（代理人または納税管理人）	土地価格等縦覧帳簿	所在（地番）地目・地積・価格
	固定資産税の家屋の納税者（代理人または納税管理人）	家屋価格等縦覧帳簿	所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格
縦覧に必要なもの	・納税通知書または課税明細書 ・印かん ・運転免許証など本人と確認できるもの ※代理人は上記のほか、委任状または承諾書の提出も必要となります。		
審査申出期間	固定資産課税台帳に価格を登録した旨が公示された日から、納税通知書の交付を受けた日以後3か月を経過する日まで ※固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合においては、上記の期間内に固定資産評価審査委員会に文書で審査の申出をすることができます。		

●閲覧

納税者は、固定資産課税台帳のうち、自己の資産が記載された部分について、一年を通して閲覧することができます。また、借地人・借家人等は借りている土地・家屋の閲覧をすることができます。

閲覧期間	4月1日より通年 午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）	
閲覧対象者と閲覧範囲	閲覧対象者	閲覧範囲
	①固定資産の所有者	所有している固定資産
	②土地を有償で借りている者	借りている土地
	③家屋を有償で借りている者	借りている家屋及びその敷地である土地
	④固定資産の処分をする権利を有する一定の人	権利を有する固定資産
閲覧に必要なもの	・納税通知書または課税明細書 ・印かん ・運転免許証など本人と確認できるもの ・「閲覧対象者」の②③④に該当する人は、それらを証するもの（賃貸借契約書等） ※代理人は上記のほか、委任状または承諾書の提出も必要となります。	
閲覧手数料	1回につき200円（ただし、縦覧期間中の閲覧は無料）	

※縦覧・閲覧の場所は共に税務課窓口となります。

▶問い合わせ先＝税務課 資産税係 ☎(56) 9123

納税は便利な口座振替をご利用ください

現在、平成28年分の確定申告を受け付けしています。

なお、所得税と消費税の納税には便利で確実な口座振替を是非ご利用ください。金融機関などで簡単に手続きができる上、口座振替日が所得税は4月20日(木)、消費税は4月25日(火)となるため、ゆとりをもって納税資金の準備ができます。詳しくは国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)でご確認ください。



▶問い合わせ先＝宇都宮税務署 ☎028(621)2151

証明書コンビニ交付サービスのお知らせ

マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアの店舗内にあるマルチコピー機で、**印鑑登録証明書・住民票の写し・所得証明書**が取得できます。

その際、印鑑登録証明書については、事前にマイナンバーカードに印鑑登録の情報を記録する手続きが必要です。



※上記のように、現在お持ちの印鑑登録証からマイナンバーカードに情報を移していただいた方は、役場1階ロビーに設置してある**自動交付機は利用できなくなります**。

☆**利用できる時間帯**＝

午前6時30分～午後11時

※毎年12月29日～翌年1月3日を除く。

※サーバメンテナンス等の保守点検のため、利用できない場合があります。

☆**利用できるコンビニエンスストア**＝

全国のセブン-イレブン・ローソン・サークルKサンクス・ファミリーマートの各店舗。

※マルチコピー機設置店のみ。

☆**利用方法**＝

店舗に設置してあるマルチコピー機の画面の『行政サービス』ボタンをタッチして、そのまま案内に従って画面の操作を行ってください。

※マイナンバーカード交付時に設定した**利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)**が必要となります。

☆**手数料**＝全て 1件200円です。



▶**問い合わせ先**＝住民生活課 総合窓口係 ☎(56)9125

『広報かみのかわ』『町ホームページ』に広告を掲載しませんか

町では、「広報かみのかわ」と「町ホームページ」に有料広告を掲載する事業を行っています。会社等のPRやイベントの宣伝などができますので、ぜひご活用ください。

●掲載できる方は…企業又は個人事業者等

●掲載できない広告は…法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるものなど。

詳しくは町ホームページをご覧ください。 <http://www.town.kaminokawa.tochigi.jp/>

▶**問い合わせ先**＝企画課 情報広報係 ☎(56)9117

